

11. 京都ノートルダム女子大学 編入学に関する規程

(目的)

第1条 京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）学則29条に定める編入学の取扱いは、この規程の定めるところによるものとする。

(受入)

第2条 編入学の時期は、学年の始めとする。

2 編入学を受け入れる年次は、第3年次もしくは第2年次とする。

3 収容定員は、本学学則第6条の規定によるものとする。

(資格)

第3条 本学に編入学を志願できる者は、本学学則第29条第4項のいずれかに該当する者とする。

(出願)

第4条 編入学を希望する者は、下記の書類に編入学検定料を添えて、所定の期日までに本学へ提出しなければならない。

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 編入学願書（志願理由書を含む） | (3) 卒業（見込）証明書 |
| (2) 成績・単位修得（見込）証明書 | (4) その他本学が指定する書類 |

2 編入学検定料は、入学検定料と同額とする。ただし、本学卒業生については、これを免除する。

(選考及び許可)

第5条 編入学志願者を受け入れる当該学科は、書類審査、面接等に基づいて総合的に選考し、教授会の議を経て、学長が許可するものとする。

2 本学卒業生の選考日時は、編入学一般入学試験に準ずる。

(編入学手続き)

第6条 編入学を許可された者は、別に定める期日までに編入学関係書類を本学へ提出するとともに、編入学料、授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

2 編入学料は、入学料と同額とする。ただし、編入学生推薦・受け入れ協定締結校からの推薦入学生（一般入学生は除く。）に係る編入学料については、入学料の半額とする。

3 本学卒業生の編入学料については、これを免除する。

4 編入学後の授業料及びその他の納付金は、当該年次の在学生と同額とする。

5 編入学内定者で卒業不可等内定資格が消滅した場合、納入金を返還することとする。

(既得単位の認定)

第7条 編入学前に短大等において修得した授業科目及び単位は、本学学則第16条に基づいて換算し、一部又は全部を当該学科の卒業に必要な単位とみなすことができる。

2 編入学を許可された者の履修すべき授業科目及び既得単位の換算は、受け入れる当該学科が定めるものとする。

(在学限度)

第8条 3年次編入学を許可された者の在学期間は、2年以上4年以内とし、2年次編入学を許可された者の在学期間は、3年以上6年以内とする。

附 則

この規程は、平成12年7月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成13年7月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成13年9月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月21日改正）

この改正は、平成25年4月1日から施行する。